

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所 在 地	千葉県松戸市稔台1-25-6ハーベストヒル101
評価実施期間	2024年5月1日～ 2024年10月11日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	我孫子市立寿保育園 アビコシリツコトブキホイクエン		
所 在 地	〒270-1152 千葉県我孫子市寿1丁目13番11号		
交通手段	我孫子駅より徒歩12分(駅から0.9km)		
電 話	04-7182-9552	FAX	04-7182-9552
ホームページ	http://www.city.abiko.jp		
経営法人			
開設年月日	1971/6/15		
併設しているサービス	産休明け保育 育休明け予約 延長保育 障害児保育 AED設置 園庭開放 マイ保育園ひろば 交流保育 世代間交流 赤ちゃんステーション設置 部分統合 統合保育		

(2) サービス内容

対象地域	<p>【保育理念】 すべての子どもの権利が保障され、子ども達が安全な環境で生き生きと育ち、様々な活動をする中で未来を担う子ども達を育むために地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた保育に努めます。 個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動ができるように努めます。 家庭との連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動に努めます。 楽しい保育園生活ができるように温かい保育環境づくりに努めます。 児童の安全に心がけ保育施設、設備の安全を図るよう努めます。 								
	定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	20	23	28	30	30	39	170		
敷地面積	5426.91㎡			保育面積			1185.46㎡		

保育内容	〇歳児保育	障害児保育	延長保育	夜間保育
	休日保育	病後児保育	一時保育	子育て支援
健康管理	日々の健康観察 各種健診 身体測定（毎月） 健康・衛生指導等			
食事	完全給食（月曜～金曜） 食物アレルギー除去食の提供あり			
利用時間	月曜～金曜：7:00～19:00 土曜：7:00～18:00			
休日	日曜日 祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）			
地域との交流	園庭開放 マイ保育園ひろば 幼保小連携 世代間交流 赤ちゃんステーション 災害時協力員の登録事業 小中高生の職場体験 実習生・インターンシップ受け入れ 近隣へのお便り配布 あびこ子どもまつり・子育て応援フェスタ・実習生の受け入れ			
保護者会活動	役員会 イベント担当 写真係 卒対 広報			

(3) 職員（スタッフ）体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合計	備考
	29	41	70	3(産休・育休)
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	46	3	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	6	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みをします。 我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。		
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8:30～17:00まで		
申請時注意事項	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に、我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。		
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に、我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。		
入所相談	我孫子市役所保育課までお問合せください。その他、園生活に関する事項については、保育園にお問い合わせください。また、マイ保育園ひろばや園庭開放に参加していただき直接相談もできます。		
利用代金	3歳未満児は、我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。		
食事代金	3歳以上児 主食代：月額600円 副食代：月額4,500円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	無	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】 すべての子どもの権利が保障され、子ども達が安全な環境で生き生きと育ち、様々な活動をする中で、未来を担う子ども達を育むために地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じた保育に努めます。 ・個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動ができるよう努めます。 ・家庭との連絡を密にし、協力、理解のうえにたった保育活動に努めます。 ・楽しい保育園生活が送れるように、温かい保育環境づくりに努めます。 ・児童の安全に心がけ保育施設、設備の安全を図るよう努めます。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子の豊かな自然環境の中で、四季を通して、五感を使って遊びきることの喜びや達成感を、友だちや保育士と共有、共感することで社会性を養い、生きていく力を育みます。 ・子どもから出た気づきや発想、創造力を受け止め、自主性を大切に子ども一人ひとりのやる気を育てています。 ・散歩や戸外遊び、リズム遊び等、年間を通して体力づくりに励んでいます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>豊かな感性、表現力、思いやりの気持ちを育みます。具体的な子ども像として、5つの<寿っこ像>を掲げています。</p> <p>「挨拶のできる子」「人の話をよく聞ける子」「友だちと遊べる子」 「感動する心、思いやりの気持ちをもった子」 「何だろう？やってみたいな！好奇心旺盛な子」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校に隣接しており散歩に出かけたり、自然なかかわりで交流しながら幼保小の連携に繋がっています。 ・近くには手賀沼公園、図書館、消防署、水の館、鳥の博物館、文豪施設等があり、自然豊かな環境に親しみながら地域とのかかわりを大切にしています。 ・自分で実体験することを大切にし、自発的に生き生きと過ごし豊かな感性や表現力を育み学びの目を大切に保育を展開しています。 ・看護師は子ども達の日々の健康観察、体調管理を行っています。 <p>医療的ケア児の受け入れや年長組を対象にフッ化物洗口、目のしくみ等保健指導を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の健やかな成長をサポートするために、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供しています。 <p>子ども達に必要な栄養素をしっかりとれる工夫や、季節や行事食に合わせた多彩なメニューで、子ども達の食を支えています。</p> <p>食物アレルギー等で特別な配慮が必要な場合は、アレルギー等の原因となる食品を除去した給食を提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでは、保育方針や施設の紹介、行事予定、保育園の様子等を発信しています。 ・災害時には、X（旧ツイッター）にて安否情報などを発信する体制をとっており毎月の避難訓練の様子を発信しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 職員の教育を重視し、また働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。
園長は常に職員の意見を尊重し、職員自ら創意工夫が生まれやすい職場作りを進めています。職員は年10回の園内研修をはじめ市内合同研修会、東葛支会研修等に出席し知識、技術の向上を図り、研修で学び職員の意欲や自信を育てています。園長は良好な職場の良好な人間関係や評価の公平性を保つために、現場を見て、職員の話聞き、複数の職員と擦り合わせをする等の工夫をしています。労働環境は、管理職は職員の時間外労働時間や有給休暇取得のデータをチェックし休憩表を作成し休憩が平等に取りやすいよう工夫しています。人材や人員体制の不足の問題については短期的には職員の配置や職員間の協力、フリー保育士の活用などで解決しています。職員の福利厚生は園の福利厚生担当職員と我孫子市の福利厚生担当部門が意見を吸い上げ改善に取り組んでいます。このように教育の充実と働きやすい職場環境が作られることで、職員は安全・安心・安定した保育の実践に日々貢献することができます。
2. 思いやりや社会的ルールが身に付くよう、一人ひとりに寄り添いながら言葉かけをしています。
保育士は子どもの状態や個性を理解し、けんかやトラブルが発生した時は双方の話聞き、子ども同士で解決できるよう子どもの気持ちを代弁するなど状況に応じて介入しています。また「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」という表現で、子どもが発する言葉を感覚的に理解できるように工夫しています。
3. 特別な配慮を必要とする子どもが、安心安全に過ごせる保育の体制が整っています。
特別な配慮を必要とする子どもは、担任間で話し合いを行い集団生活の中で共に育ちあえるよう会議で対応方法などを話し合う機会を設け、保護者とも情報を共有し家庭と協力しながら日々の保育に活かしています。食物アレルギーについては、保護者との献立確認の上、保育士、栄養士のメニュー読み合わせや専用トレイを使用するなど、何重ものチェックをすることで誤食防止に取り組んでいます。また、医療的ケア児に関して我孫子市は令和5年に「医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン」を策定し園もガイドラインに沿って取り組みを行ってきました。現在は研修を終了した専門職員が常駐し受け入れ態勢が整っています。この様に多方面での安全・安心を追求する体制づくりは寿保育園の強みとなっているといえるでしょう。
さらに取り組みが望まれるところ
1. 苦情・要望の窓口を広く利用者に周知することを期待します。
園では苦情受付について、担当者や「我孫子市保健福祉サービス苦情解決のしくみ」の案内を各箇所にして利用者への周知を図っています。利用者からの苦情、相談は園の担当者が受け、記録し、園長を中心に園全体で迅速に取り組み解決し利用者に納得を得られるように説明しています。また、我孫子市には「保健福祉サービス苦情調整委員制度」があり直接園に言えない場合でも対応できる仕組みがあります。今回、第三者評価機関の保護者へのアンケート結果で苦情窓口の設置を知っている保護者が3割余りと周知が低いことがわかりました。理由は園の日常では要望、苦情、提案などの話は苦情担当窓口ではなく送迎時や懇談会、年2回の個人面談などで聞く場合がほとんどで、受付(苦情・要望・相談)後の園内話し合い～解決～保護者への説明に至る仕組みで回っています。一方でアンケートでは3割余りの利用者しか窓口の存在を周知していない結果となりましたが、このギャップは利用者が職員と日常的に話をする環境があり、苦情専用窓口には特段の必要を感じていない結果とも解釈できます。それであっても、正式な窓口として案内を掲示したり、ホームページに載せていることであり利用者には少しでも周知が進むよう今後のPRに期待します。
(評価を受けて、受審事業者の取組み) 苦情・要望の窓口を知ってもらうために、「相談、苦情担当窓口」と表題をつけリニューアルしたものを掲示し直し、園だよりに掲示場所を写真付きで掲載しました。また「相談箱」を各箇所(4ヶ所)に設置し、無記名でも可とし、気軽に相談できるようにしました。入園面接でも伝え、更なる周知に努めていきます。今後も保育を充実させ、更に保護者の方々とのコミュニケーションも深めながら、保育園生活を楽しんでいただけるよう職員一同力をあわせていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念や基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
				29 食育の推進に努めている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				136	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 理念・基本方針は保育園の「ホームページ」「入園のしおり」「保育園のご案内」に記載しています。園の保育目標(「挨拶のできる子」「人の話をよく聞ける子」「友だちと遊べる子」等)からは園の実施する教育及び保育の内容、使命や目指す方向を読み取ることができます。また、理念・基本方針には保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則(五領域)が盛り込まれています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 保育理念・方針は事務室や各クラスの壁に掲示して職員の目に留まるよう工夫しています。職員には「入園のしおり」「公立保育園ガイドライン」を配布し、全員が目を通すことで周知出来るよう努めています。また、職員が持ち歩き確認出来るように理念・目標をカード(ラミネート加工)にして配布しています。理念・方針の実践面は年間指導計画、月案に反映させ日常的に各種会議や話し合いに活用し職員間で共有し理解を深めるよう努めています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 保育理念・方針は事務室や玄関、各クラスの壁に掲示して送迎時の保護者の目に留まるよう工夫しています。「入園のしおり」にはこれらが明記されていて入園や見学の際に職員が丁寧に説明しています。年度始めの「入園のしおり」「保健のしおり」「給食のしおり」を保護者に配布し、また日頃の保育の中では、ホワイトボードや連絡帳、園だよりなどを利用して実践面を周知してもらえるように努めています。新年度のクラス懇談会では担任が保護者に説明し理解を得られるよう努めています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント) 我孫子市の「第4次子ども総合計画(令和2年～6年度)」では理念や基本的な視点、基本目標を明示しています。月2回の「我孫子市子ども部部内会議(以下、子ども部部内会議)」や保育課を交えた園長会では事業環境の分析や現状の反省によって重要課題を協議し問題を明確化しています。園では理念・方針、目標に基づき年間指導計画を作成し、各年齢毎の指導計画に落とし込みます。実践面では子どもの安全を第一に考え優先順位をつけて具体的な改善に取り組み保護者には掲示板などで情報発信して周知と透明性の確保に努めています。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント) 各種計画や方針の策定は我孫子市子ども部や園長、副園長等が集まる「子ども部部内会議」などで話し合ったことを職員会議で報告し、全職員が話し合いをすることで情報の共有と周知を図っています。計画の実施状況は職員会議のほか、週案会議、乳児会、幼児会などを定期的に行い職員間での情報交換や共有をしています。年度終了時はもとより行事が終了した後に反省会を行い職員会議、乳児・幼児会のなかで評価をしています。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 園長は常に職員の意見を尊重し、職員自ら創意工夫が生まれやすい職場作りを進めています。実践面での課題は乳児会、幼児会等小グループで話し合い随時保育に反映させるよう努めています。また、職員は年10回の園内研修をはじめ市の合同研修会、東葛支会研修等に出席し知識、技術の向上を図り、研修で学び意欲や自信を向上させています。園長は良好な職場の良好な人間関係や評価の公平性を保つために、現場を見て、職員の話聞き、複数の職員と擦り合わせをする等の工夫をしています。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 法令や倫理については新規採用職員は入庁時のオリエンテーションや研修時に「我孫子市職員倫理規則」を使つての説明を受け、周知を図っています。職員には「全国保育士会倫理綱領」を配布し研修を実施しています。プライバシー保護に関しては我孫子市のホームページに記載されていて、また「職員の服務及び職務」の中で個人情報取り扱い(守秘義務)について明記している他「公立保育園ガイドライン」「入園のしおり」にも明記し職員への周知・徹底を図っています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人材の確保については、欠員が予め分かる場合は我孫子市保育課に依頼します。短期的に必要な場合はフリー保育士が対応することとしています。職員は階級別に職務や権限が明確になっていて、人材育成研修は階級別実施しています。職員の評価は我孫子市「人事評価マニュアル」に基づいて行うため評価方法や評価の客観性や透明性の確保が図られています。園長(副園長)は職員の人事評価面接を年3回行い、評価の結果について個別に職員に説明し納得を得ています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の時間外労働時間や有給休暇取得のデータは庶務管理システムに保管され管理職がデータをチェックし職員の勤務状況を管理し、例えばノー残業デーを設定したり、休憩表を作成し休憩が取りやすいよう工夫しています。人材や人員体制の不足の問題については短期的には職員の配置や職員間の協力、フリー保育士の活用などで解決しています。職員には乳児会、幼児会などの話し合いの場があり、把握した問題は職員会議で改善策を話し合います。職員の福利厚生は園の福利厚生担当職員と我孫子市の福利厚生担当部門が意見を吸い上げ改善に取り組んでいます。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 職員は「我孫子市人材育成計画」に基づき階級(職員が持つ階級)別研修、専門研修(保育士、看護師、栄養士、調理員などの専門職)、特別研修など計画を立て実施しています。千葉県保育協議会、東葛支会等の研修計画を作成し、専門職の知識、技術の向上のために職員は積極的に参加しています。新規採用職員にはOJT指導育成研修を終えた担当職員が「個別育成計画」をもとに育成、指導を行います。指導状況については定期的に園長、副園長が確認し、状況の評価を行っています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 全職員は人権擁護のためのセルフチェックリストを年2回実施し、子どもの権利については園内研修の中で小グループで話し合います。また、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」を基に職員の研修を行います。7月に不適切保育について園内研修を行い職員は相互の振り返りを行い子どもの意思が尊重できる保育の実践に努めています。また、不適切保育に関するニュース情報は朝礼で職員全員が共有し、職場で起こることがないように意識付けをしています。虐待が疑われる場合は「虐待防止マニュアル」に基づき迅速に関係各機関と連携を図り対応できる体制を整えています。		

12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報の扱いについては「入園のしおり」に詳細に明記して、入園に際して「重要事項確認及び個人情報使用同意書」について説明し保護者の承諾を得ています。また「我孫子市個人情報保護条例」で利用目的、利用者の権利などについて細かく規定しています。全職員は9月からリモートラーニングかオフラインによる個人情報保護と情報セキュリティ研修を受け、また、実習生やボランティアには「実習マニュアル」に基づきオリエンテーションで説明し守秘義務などの周知徹底に努めています。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 保護者の満足度を把握するために、各行事後にアンケートを実施し、保護者の意見要望の把握に努めています。また、父母会が毎年「3園協アンケート」を実施し、保育園が保護者の意見、要望を把握し、改善策等を公表しています。把握した保護者からの意見要望は職員会議で報告し全職員で共有しています。保護者とは年2回の個人面談を行い、保護者からの話を丁寧に聞いてその記録はファイルサーバーに保管しています。園との相談を希望する保護者はいつでも多目的室(個室)を利用し話しやすい環境下で話し合いを行うことができます。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 保護者を対象として、相談、苦情解決窓口の案内と「我孫子市保健福祉サービス苦情解決のしくみ」の掲示を正面玄関などに行っています。園では保護者からの苦情、相談は送迎時や面談などの機会に窓口担当者やクラス担任が話を聞き、記録し、園長を中心に園全体で問題の解決に迅速に取り組み保護者に納得を得られるようにしています。また、我孫子市には「保健福祉サービス苦情調整委員制度」があり直接園に言えない場合でも我孫子市に申し出ることで対応する事ができます。苦情の解決は職員全体で共有し、保護者には解決内容を丁寧に説明し納得をいただいています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 職員は自己評価を年に2回行い課題や目標を設定し改善に努めています。年2回の人事評価では、園長、副園長との評定面接をして振り返りと反省を行っています。年間計画(行事計画など)・月案・週案は実施後に振り返りを行い、課題や気づきを次の計画策定に生かすようにしています。教育や保育の最新情報は職員に周知するよう情報を共有し、研修報告でも共有・理解できるようにしています。第三者評価の結果は市のホームページや千葉県ホームページで公表しています。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 保育園の業務は「公立保育園のガイドライン」に基本や手順をマニュアル化し記載しています。各年齢の年間計画をもとに年齢別マニュアル「0、1、2歳児保育マニュアル」、「幼児組保育マニュアル」を作成し業務に活用しています。改定については全職員が参画し乳児会や幼児会で話し合いを行い随時見直しをしています。また、3園共通のマニュアルは「園長会」「栄養士会」「看護師会」で話し合いを行い保育課決裁で一斉の改定を行います。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 見学希望者には園では随時電話などで受け付けています。詳しくは市のホームページの「広報あびこ」、「子育てガイドブックわくわくすくすく」等で情報を発信しています。見学時には「保育園ご案内」を配布し、担当職員と一緒に園内外を見学しながら利用者ニーズに応じた説明や質問に対応しています。その際に園庭開放や「マイ保育園ひろば」への参加を呼びかけ子育てアドバイスも行っています。		

18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時には、園長、副園長、保育士長、クラス担任、栄養士、看護師が「入園のしおり」「保健のしおり」「給食のしおり」に沿って、重要事項、保育方針や内容を分かりやすく説明しています。また、入園面接記録を基に保護者の意向を確認し、同意を得ています。保護者に配布する資料は、下線を引いたり、枠で囲うなどしてわかりやすく伝わるように工夫しています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育所保育指針に則り、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などを組み込み、指導計画は保育所保育指針の「幼児期に育ってほしい10の姿」を捉え、一人ひとりの発達、個人差、家庭環境に応じた保育ができるように立案しています。また、朝礼や毎月の職員会議で話し合いを通して職員間での計画への共通理解を図り、連携しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの状況や家庭環境をふまえ、全体的な計画に基づき、環境構成を大切に子どもの実態に即した年間指導計画、月案週案を立案、3歳未満児や配慮が必要な子どもに対しては、保育相談員のアドバイスを基に個別指導計画を作成しています。また季節の変化に合わせた活動を取り入れ、実践後は日々保育を振り返り、課題を見直してより良い保育を行うために取り組んでいます。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの興味、関心に意識を向け、「絵本」「ままごと」「構成遊び」「手先指先の遊び」など、発達に合った遊具や活動を用意し、子ども自身が選び、主体的に取り組むことができるよう環境を整えています。子どもが自由に遊べるよう玩具は取り出しやすい場所に置き、手作りの玩具も活用し好きな遊びができる時間を確保しています。一斉活動ではやりたくないという気持ちにも寄り添い代替え案や部分的な参加を促し、一人ひとりの思いを受け止める保育を心がけています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園周辺には、手賀沼公園、神社、図書館などの公共施設や偉人の指定文化財など、自然や地域社会と関わることのできる環境に恵まれており、おさんぽマップを活用して季節や年齢に合った散歩先を選んでいきます。また野菜や花の栽培、生き物の飼育、園庭での虫探しなど季節の自然や昆虫などに触れる機会をつくり、公共施設を利用して社会的ルールが身に付くようにしています。「マイ保育園ひろば」やイベントでは地域の人と接する機会を設け、世代間交流など豊かな体験ができるよう取り組んでいます。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの状態や個性を理解し、子ども同士がそれぞれの良さに気付けるような言葉かけや、子どもの気持ちに共感し気持ちを汲み取りながら分かりやすい言葉で伝えています。けんかやトラブルが発生した時は、子ども同士で解決できるよう状況に応じて介入、援助しています。散歩や体操集会、「なかよし会」や「おまつりごっこ」の行事など、異年齢児との活動から思いやりの気持ちや社会的ルールが身に付くよう配慮し、一人ひとりが役割を果たせるような取組みも行っています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもには、クラスでの話し合いを基に集団生活の中でもともに育ちあえるよう個別指導計画を作成し、振り返りを行っています。月一回の心理相談員による保育相談や必要に応じてこども発達センターへの相談、医療的ケア児に関する研修を受けています。子どもの様子や配慮事項は週案会議や職員会議で共有し園全体で見守ることのできる体制を整え、保護者への情報共有や必要に応じて面談する機会を設け、家庭と協力して日々の保育に活かすよう取り組んでいます。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育日誌や時間外回覧ノートに記入の上、延長保育の職員に口頭で引き継ぎを行っています。看護師による感染症対策、おむつ交換、嘔吐処理などの研修を随時行っています。子どもの人数が少なくなった時点で合同保育を行い、年齢に合った玩具を用意したり自由遊びを中心に落ち着いて遊べる環境を作り、子どもの人数によって配置基準を守って職員を配置し安全に配慮しゆったりと落ち着いて過ごせるよう取り組んでいます。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>送迎時や0・1歳児は連絡帳でのやり取りをして、保護者とのコミュニケーションを大切に日常の様子を伝え合っています。クラス懇談会、個人面談、誕生会、保育参加等を実施し、いつでも担任や園長、看護師、栄養士が相談にのることができる体制を整え、相談内容は必要に応じて記録、報告し会議等で共有しています。5歳児は小学校の見学や授業体験、行事への参加など就学に向けての移行がスムーズにできるよう連携を図り、就学時には保護者了承のもと保育所児童保育要録を小学校へ送付しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。

(評価コメント) 子どもの健康に関する保健計画を作成し、毎月の身体測定、年2回の園医による内科・歯科検診、年6回の乳児検診(0歳児)、年1回の視力検査(4, 5歳児)を行っています。毎朝の視診や保護者との会話、連絡帳から子どもの健康状態を把握しています。乳幼児突然死症候群の予防に努め、午睡は年齢ごとに必要な時間で呼吸や様子観察を行い毎日記録を取り、保護者には掲示物やパンフレットを配布しています。虐待が疑われる場合は園長に報告、必要に応じて各機関と連携を取りながら対応しています。	
28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良や怪我などは、看護師、園長、副園長と連携し保健室で応急処置を行い、保護者に連絡しています。その際、子どもの状態を伝えて必要な場合はかかりつけ医または園医に受診しています。我孫子市感染対応マニュアルに沿って感染症や疾病の予防に努め、適切な処置ができるよう園内研修を行っています。感染症が発生した際には、保護者に情報が伝わるよう速やかに発生状況を掲示し、発生状況に応じて市や保健所と連携を取り、感染拡大の防止に努めています。	
29	<p>食育の推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しむように工夫している。
(評価コメント) 年間食育計画に基づいて活動を取り入れ、その結果を評価し、改善に努めています。野菜の栽培・収穫、野菜の皮むき、月見団子作り、箸遊びを体験しながら食への関心と興味を高め、子どもが楽しく食に触れる機会を設けています。また栄養士・調理員がクラスをまわり、食べ具合などを把握しています。食物アレルギー児には医師の指示書を基に対応し、事前に栄養士と担任・調理員で献立の読み合わせ、朝礼・提供前に食物アレルギー献立の確認、専用トレイを使用するなど何重もの確認と工夫をすることで誤食防止に努めています。	
30	<p>環境及び衛生管理は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 各クラスに温湿度計を設置、活動内容などによって調整しながら常に子どもが快適に過ごせる環境を整え、月一回の布団乾燥や清掃点検表を作成し清掃後のチェック、使用した玩具の消毒を毎日行っています。施設遊具安全点検や施設管理業者の視察点検を実施、危険箇所の把握と修繕に取り組んでいます。水道近くに手洗いの順番を絵で表示し子どもが見てわかりやすいように工夫しています。	
31	<p>事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 緊急時対応マニュアルを作成し全職員が速やかに対応できるよう体制を整え、ヒヤリハット事例は記録を活用し原因分析を行い再発防止に取り組めるよう週案会議で報告、特に注意の必要な事例は写真とともに職員ロッカー前に掲示し周知徹底を図っています。毎日の出欠確認やこまめな人数確認を行い子どもの所在把握に努め、不審者対策として門扉の施錠、インターフォン対応、警備会社へ通報できるボタンの設置、不審者対策訓練を実施し、危機管理意識の向上に努めています。	

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害時マニュアル(地震・火災・風水害・竜巻・不審者)を作成し、職員をはじめ保護者にも周知しています。毎月各災害を想定した避難訓練を実施し避難経路や避難方法の確認を行い、年一回消防署との合同避難訓練の際は災害協力員の協力を得て通報・消火訓練を実施しています。災害時の備蓄品を保管し定期的に点検整備を行い、子どもをスムーズに保護者に引き渡せるよう引き渡しカードを作成、安否確認は災害伝言ダイヤルの利用の他、今後はLINEを活用する体制を整えています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>週2回(水・金)の園庭開放では子育てサポーターを配置し乳児集会や体操集会など園児との交流の場を設け、月1回の「マイ保育園ひろば」では季節行事への参加、身体測定、保育士・栄養士・看護師による子育て相談を実施し、地域の子育て家庭を応援しています。園だより配布やホームページで情報提供を行っています。実習生やボランティアを受け入れて子どもたちが地域の方と触れ合う機会を積極的に作り、「あびこどもまつり」に職員が参加し地域と保育園をつなぐ取り組みをしています。</p>		